平成２３年（フ）第６４４号
3406 Evelynstreet Verdun Quebec Montreal CANADA、日本における最後の住所千葉県松戸市松戸1770番地セントグレース710号
債務者　有馬美穂子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７００号
千葉県野田市東宝珠花496番地１　ロワジール205
債務者　伊藤　　渚
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２号
福岡県行橋市大字寺畔108番地
債務者　渡邊菜穂子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第９３４号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目34番地11　レオパレススマイル105
債務者　鈴木　好宏
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９４３号
仙台市青葉区小松島２丁目４番34号　パートナーフロンティア205
債務者　内海　祐定
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
福島県白河市会津町25番地24　佐藤アパート３号
債務者　伊藤　恵美（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
茨城県ひたちなか市大字堀口667番地４　堀口ハイツＢ棟101号
債務者　高橋　勝好（旧姓住本）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５０３号
岐阜市粟野東４丁目74番地　原尾ビル402号室
債務者　菊岡　篤志
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５０４号
岐阜市粟野東４丁目74番地　原尾ビル402号室
債務者　菊岡　容子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５０５号
三重県桑名市大字江場1400番地
債務者　菊岡　美枝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５１７号
岐阜県瑞穂市穂積218番地５
債務者　髙井　新一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２０号
岐阜市岩地２丁目21番14号
債務者　関　　裕司
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２８号
岐阜市長良616番地14
債務者　岩田　厚子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６３９号
神戸市灘区大和町５丁目５番１―602号
債務者　赤松　裕輔
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０７号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目４番16号　大半荘Ｂ－１号室、前住所兵庫県芦屋市陽光町６番１―602号
債務者　中山　輝雄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６３号
兵庫県芦屋市大桝町１番17号
債務者　島谷真由美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７５号
兵庫県芦屋市高浜町５番１―1332号
債務者　安藤　寿枝
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係